

# 川崎市地方卸売市場南部市場花き部仲卸業者の募集について

南部市場では、花き部の卸売業者から買い受けた花きを仕分け、調整し、市場内の店舗で売買参加者や買出人に販売する仲卸業者となる事業者を次のとおり募集します。

## 1 募集業種

花き部仲卸業者 1社（者）

## 2 店舗面積及び仲卸業者施設利用料金

	店舗面積	仲卸業者施設利用料金
募集店舗	50 m <sup>2</sup>	25,850円（月額・消費税込）

※上記募集店舗には事務室、駐車場等は含みません。

※施設利用料金は令和6年1月31日現在です。

## 3 市場利用料

卸売業者以外から物品を買い入れて販売した場合は、販売金額の1,000分の1.5（別途、消費税あり）を上記仲卸業者施設利用料金のほかに納めていただきます。※市場利用料は令和6年1月31日現在です。

## 4 保証金の預託

仲卸業者の許可を受けた日から1月以内かつ、業務開始当日までに、施設使用料（消費税込み）の3倍の額（ただし1,000円未満の端数は切り捨て）を保証金として預託していただきます。なお、保証金は、納めるべき使用料、納付金等に欠損が生じた場合、これを充当する場合があります。

## 5 申請について ※申請には申請資格を満たしていることが必要です。

### (1) 受付期間

事業者が決定するまでの間

※毎月末日（土曜日、日曜日、祝日にあたる場合は、その前日）を締切りとして選定を行い、事業者が決定次第、募集を終了します。

### (2) 受付日及び受付時間

月曜日から金曜日の午前9時～午後4時

（祝日及び12月29日から1月3日は除く）

### (3) 提出先

川崎市宮前区水沢 1-1-1 川崎市中央卸売市場北部市場管理事務所棟 3階

川崎市経済労働局中央卸売市場北部市場業務課青果・花き係

電話 044-975-2219

※申請者が申請書類一式を直接持参してください。

### (4) 申請書類

申請希望者には、仲卸業者の負担義務等を説明の上、申請書類をお渡ししま

すので、北部市場業務課青果・花き係までお問い合わせください。  
なお、提出された書類は公文書として取り扱われるため返却しません。

## 6 申請資格

(1) 川崎市地方卸売市場業務条例（以下、業務条例という。）第24条第4項の各号及に該当する者は申請できません。

- ア 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。
- イ 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
- ウ 申請者が（業務条例第27条第1項若しくは第2項又は第72条第2項の規定による）市場の仲卸しの業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。
- エ 申請者が仲卸しの業務を適確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。
- オ 申請者が卸売業者又はその役員若しくは使用人であるとき。
- カ 申請者が法人であってその業務を執行する役員のうちにアからウまで又はオのいずれかに該当する者があるとき。

(2) 川崎市暴力団排除条例第2条第3項に該当する者は申請できません。

- ア 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。
- イ 法人であってその業務を執行する役員のうちにアに該当する者があるとき。

## 7 選定方法

書類審査及び面接審査を実施し、総合的な審査により事業者を選定します。  
面接の日時は申請者宛て、別途お知らせします。

なお、複数の申請があった場合は、一定の審査基準を超えた者のうちから、上記審査による得点が最も高い者を選定します。

## 8 事業者の決定等

事業者の決定は、選定結果により決定し、申請者宛て文書にて通知します。

また、この決定により、業務条例第24条第1項に規定する仲卸業務の許可を行います。

## 9 その他

(1) 申請者が提出した書類に虚偽があったとき又は誓約書に違反する事実があるときは、許可を取り消すことがあります。

また、申請書及び添付書類の内容に変更が生じた時は、速やかに変更のあった書類を添えて届け出てください。

(2) 業務許可を受けた日から3か月以内にその業務を開始してください。

### 【問い合わせ先】

〒216-8522 川崎市宮前区水沢1-1-1

川崎市中央卸売市場北部市場(管理棟3階)

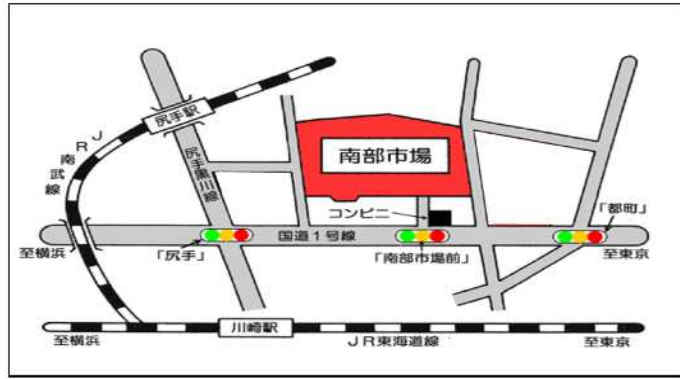
経済労働局中央卸売市場北部市場業務課青果・花き係 座間担当

電話 044-975-2219

FAX 044-975-2242

メール [28hogyo@city.kawasaki.jp](mailto:28hogyo@city.kawasaki.jp)

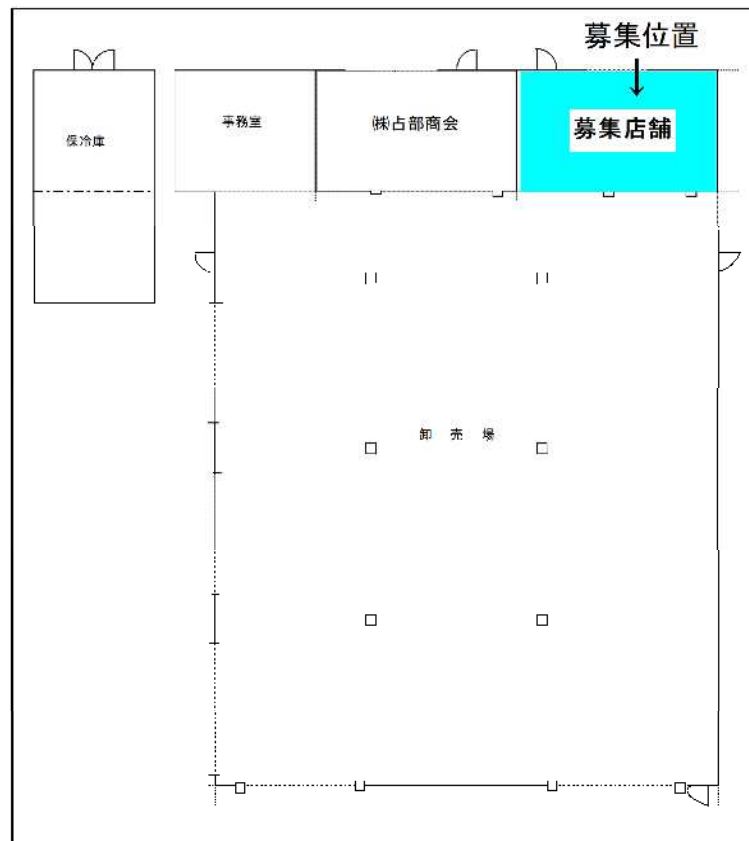
○ 南部市場位置図



○ 募集店舗位置図



○ 花き卸売場棟配置図



## 業務条例及び施行規則等による主な遵守事項及び留意事項について

### 1 名称変更等の届出（川崎市地方卸売市場業務条例第30条）

次のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を届け出てください。

- (1) 仲卸しの業務を開始し、休止し、再開し、又は廃止しようとするとき。
- (2) 氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。
- (3) 商号を変更したとき。
- (4) 法人である場合にあっては、資本金若しくは出資の額又は役員を変更したとき。

### 2 営業報告書の提出（川崎市地方卸売市場業務条例第31条）

法人である場合は毎事業年度の末日現在、個人である場合は毎年12月31日現在において作成した営業報告書を、その日から起算して90日を経過する日までに提出してください。

### 3 月例報告書の提出（川崎市地方卸売市場業務条例第52条第4項）

毎月10日までに、前月中に販売した物品の数量及び金額を報告してください。

### 4 制限及び負担義務ほか

- (1) 電気・水道等の光熱水費、電話料等通信費、店舗等の内装費用は使用者の負担となります。なお、改装する場合は、別途申請が必要となります。
- (2) 店舗は、食品衛生法その他の法令に基づく設備としなければなりません。
- (3) 清掃及びゴミ処理等の管理経費は、それぞれ応分の負担となります。
- (4) 店舗等の機器類の保守管理、修繕及び交換は使用者の負担となります。
- (5) 店舗、倉庫内における居住はできません。
- (6) 使用者が廃業などの理由により施設を返還するときは、店舗及び倉庫を原状に回復して返還となります。
- (7) その他、業務条例及び同条例施行規則等に基づき、市長が必要と認める事項について、各種の制限を受けるとともに負担義務などが生じます。

### 5 留意事項

店舗を返還するときは、返還前に使用者が行った原状変更を含めて原状回復を行っていただきます。（川崎市地方卸売市場業務条例第64条、第65条）

## 川崎市地方卸売市場南部市場花き部仲卸業者選定における審査項目等について

審査方法 書類審査と面接審査により、事業者の選定を行います。

### 1 審査内容

- (1) 書類審査 提出された事業計画、財務諸表等から点数を算出します。
- (2) 面接審査 面接30分程度（プレゼンテーション5分程度、質疑応答20分程度）

### 2 審査項目

- (1) 書類審査
  - ア 経営力（経験） 仲卸等の業務経験
  - イ 事業計画（事業開始後3事業年度における事業計画書の事業資金・売上高等）
  - ウ 財務状況 売上高経常利益率（収益性）、流動比率（安全性）等
  - エ 資産状況 自己資本比率（安全性）等
- (2) 面接審査
  - ア 事業計画
    - (ア) 南部市場の理解度  
卸売市場の取扱量が減少している状況下で、仲卸業務を行う理由等。
    - (イ) 店舗の使用目的  
店舗の活用方法等。
    - (ウ) 開業までの計画  
開業（拡張）の時期、改装等現状変更の予定とそれに係る資金、当面の運転資金等。
    - (エ) 仕入計画（当市場卸売業者への貢献度）  
仕入れについてどのような考えがあるのか。
    - (オ) 販売先計画（安全性・営業力）  
どのような取引先を有し、今後の取引先開拓の方法等。
    - (カ) 将来的な事業展開と実現性  
3年後、5年後、10年後の事業展開の見込み等。
  - イ その他
    - (ア) 市や関係団体との連携  
市場活性化に向けて、市や関係団体と協力し貢献できること。
    - (イ) 応募者の基本姿勢  
経営者としての見識、企業の社会的責任（CSR）等。